

パンフレット・Q A等により周知を行う事項一覧（案）

1 会社分割関係

- ・ 債務の履行の見込みについて、7条措置の対象であること及び5条協議で説明する事項となること
- ・ 未払賃金等の弁済期の到来した債権を有する場合に限れば、労働者も、会社法による詐害的会社分割における残存債権者による請求権を行使できること
- ・ 5条協議及び7条措置の仕組み（より明確に周知）
- ・ 団体交渉権及び団体交渉に応すべき使用者に関する裁判例等
- ・ 労働協約の承継の取扱い及び異議申出に対する不利益取扱いの禁止（より明確に周知）
- ・ その他今般の施行規則及び指針改正事項に関する解説

2 事業譲渡等関係

- ・ 労働契約の承継の有無や労働条件の変更に関する默示の承継合意の認定や法人格否認の法理、公序良俗違反等の法理等を用い、労働者を救済した裁判例等
- ・ 団体交渉権及び団体交渉に応すべき使用者に関する裁判例等（譲受先の使用者性を認めた命令例も含む。）
- ・ その他指針の内容に関する解説